

飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年4月1日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第33号

飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

飯塚市職員の営利企業等の従事制限に関する規則(平成18年飯塚市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 職員は、自ら営利を目的とする私企業を営もうとするときは、営利企業自営許可申請書(様式第2号)正副2通をあらかじめ任命権者に提出し、許可を受けなければならない。	第3条 職員は、自ら営利を目的とする私企業を営もうとするときは、営利企業自営許可申請書(様式第2号)正副2通をあらかじめ任命権者に提出し、許可を受けなければならない。 <u>ただし、専らその家族に従事させる農業については、この限りでない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。